

横浜市立もえぎ野小学校 PTA 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

私たちの会は横浜市立もえぎ野小学校 PTA という。

第2条 (所在地)

この会の所在地はもえぎ野小学校（横浜市青葉区もえぎ野1 6）とする。

第3条 (目的)

この会は、保護者と教師が協力して、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 児童の願いを受け止め、保護者と教師が協力して実現するように努める。
2. よい保護者、よい教師になるように努める。
3. 家庭と学校の緊密なる連絡によって、児童の生活環境をよくする。
4. その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第5条 (方針)

この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並び福祉のために活動する他団体及び機関に協力する。
2. 特定の宗教や政党に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で選挙活動は行わない。
4. 学校の人事その他管理運営には干渉しない。

第6条 (会員)

1. この会の会員はもえぎ野小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者及びもえぎ野小学校の教職員とする。
2. この会の会員は会費を納めるものとする。
3. この会の会員は青葉区 PTA 連絡協議会、横浜市 PTA 連絡協議会、及び全国 PTA 連絡協議会の会員となる。

第2章 会計

第7条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、及び雑収入をもって支弁する。

第8条 この会の会費は月額300円で、12か月分とする。

第9条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行う。

第10条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 組織・機関

第12条 この会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 実行委員会
3. 役員会
4. 常任委員会
5. 特別委員会

総会

第13条 総会はこの会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は年度始めと年度末に開催する。
2. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1の要求があったときに開催する。
3. 総会審議は電磁的記録を含む書面によるものとする。
但し、会員の出席が必要と実行委員会が認めたときは集会形式とする。

第14条 総会の会務は次のとおりとする。

1. 事業報告及び決算報告の承認
2. 年度事業計画、予算の審議及び承認
3. 規約改正の審議及び承認

4. 実行委員及び会計監査委員の承認
5. その他、この会の重要事項の審議

第15条 総会の成立は次のとおりとする。

1. 総会の定足数は会員の5分の1とし、議事は議決権行使書の提出者又は出席者の過半数で決定する。
定足数は委任状をもって充足することができる。
2. 総会の議事内容は開催日の7日前までに全会員に通知する。

実行委員会

第16条 実行委員は役員及び各常任委員会の委員長である。

特別委員会のあるときはその正副委員長を実行委員に含める。

実行委員会は実行委員及び学校長をもって構成される。

実行委員会は総会に次ぐ議決機関である。

1. 原則として月1回開催する
2. 臨時実行委員会は、代表が必要と認めたとき、
又は構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第17条 実行委員会の会務は次のとおりとする。

1. 年間予算を立案する。
2. 総会の計画、運営にあたる。
3. 常任委員会の連絡調整をはかる。
4. 緊急問題の発生した場合には、応急の措置をとることができる。
但し、後日総会の承認を得る。

第18条 実行委員会の定足数は構成員の2分の1とし、議事は出席者の過半数で決定する。

役員会

第19条 役員会は役員及び学校長をもって構成される。

役員会は原則として月1回開催する。

第20条 役員会はこの会の日常業務の執行及び実行委員会に対する議案の作成を行う。

第21条 この会の役員は次のとおりである。

役員は会員より選ぶ。選出方法はこの会の細則によってこれを定める。

1. 代表 3名
2. 書記 2～3名（うち1名教師）
3. 会計 2～3名（うち1名教師）

第22条 役員の任務は次のとおりである。

1. 代表は、本会を代表し、各種委員会を招集する。
2. 代表は互いに連絡を密にして協力し、任務を分担して滞りなく実行する。
3. 書記は、総会並びに実行委員会の議事を記録し、その他の文書をつかさどる。
実行委員会の議案を代表とはかり、整理する。
4. 会計は、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
総会で会計監査を経た決算報告をする。

第23条 役員は4月1日から就任し、任期は1年とする。再任は妨げない。

但し、同じ役員の職について2年を限度とする。

第24条 役員が任期中に欠員を生じた場合は、この会の細則における規定に関わらず、実行委員会が指名する。その役員の任期は前任者の残任期間とする。

常任委員会

第25条 この会に、次の常任委員会をおく。各常任委員の任務は次のとおりとする。

1. 校内
 - 1 学年PTAの相互連絡をはかる。
 - 2 児童の福祉厚生について計画し、実行する。
 - 3 会員がよりよい保護者、教師となるように努め、互いにみがきあうようにはかる。
 - 4 学校保健、学校給食及び児童の生活環境について考え合い、それらの向上をはかる。
 - 5 会の活動を会員に知らせ、会員相互の理解と信頼を深める。

2. 校外

1 児童の校外生活の指導に協力する。

第26条 常任委員会は必要に応じて合併、分離、名称変更することができる。

第27条 各常任委員会には委員長3～4名をおく。

選出方法はこの会の細則によってこれを定める。

第28条 各常任委員長の任務は次のとおりである。

1. 委員長は、各常任委員会を代表し会を招集する。
2. 委員長は、互いに連絡を密にして協力し、任務を分担して滞りなく実行する。

第29条 各常任委員長は4月1日から就任し、任期は1年とする。再任を妨げない。

但し、同じ委員の職について2年を限度とする。

第30条 各常任委員長が任期中に欠員を生じた場合は、この会の細則における規定に関わらず、実行委員会が指名する。その委員長の任期は前任者の残任期間とする。

第31条 各常任委員会の委員は各学年から選出する。選出方法はこの会の細則によってこれを定める。

第32条 常任委員は4月から就任し、任期は概ね1年とする。但し、再任を妨げない。

特別委員会

第33条 特別委員会は特別な事項について実行委員会が必要と判断したとき設けることができる。

第34条 特別委員会の正副委員長と委員の選出方法は実行委員会で決定する。

第4章 会計監査委員

第35条 この会の経理を監査するための会計監査委員を2名おく。

会計監査委員は各委員会に所属しない。

第36条 会計監査委員は定期的に会計を監査する。また、必要に応じ臨時に会計を監査する。

第37条 会計監査委員は会員より選ぶ。選出方法はこの会の細則によってこれを定める。

第38条 会計監査委員は4月1日から就任し、任期は1年とする。再任は認めない。

第39条 本規約第17条の実行委員会の会務については、会計監査委員の権限をおかしてはならない。

第5章 規約及び細則

第40条 この規約は、総会において議決権行使書の提出者又は出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

第41条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て決定する。

第42条 実行委員会において細則を設定または改廃した項目は、その結果を次期総会において報告しなければならない。

発会宣言

昭和51年4月1日、地域の発展にともない、私たちの学校もえぎ野小学校が開校しました。

もえぎ野小学校の子どもたちが、いま、何を考え何を願っているのか、父母と教師が力を合わせて、子どもたちの生活を見つめ、子どもたちの心に問いかけることを通してしっかりと受け止め、その実現に向かって努力していくことをここに誓います。

4月19日から今日まで、新しい学校にふさわしいPTAづくりを目指したあゆみの中で、さまざまな問題が掘り起こされ討議され、一応の方向づけを得て発足の運びとなりましたが、なお将来にわたって継続して審議を進めていかなくてはならない問題を多く残しています。

ともかく、もえぎ野小学校PTAは、その歴史をあゆみはじめました。子どもの幸せを願うそのあゆみのなかで、具体的な活動を進めてゆくなかで、お互いの信頼の絆のなかで、よりよいPTAを目指してたゆまず努力していくことを確かめ合い、ここに総会の総意を得て発会を宣言します。

昭和51年7月15日（設立年月日）
横浜市立もえぎ野小学校 PTA

横浜市立もえぎ野小学校 PTA 相関図

